

事 務 連 絡
令和4年3月28日

厚生労働省年金局事業管理課
子ども・子育て拠出金担当者 様

内閣府子ども・子育て本部
児童手当管理室財政第二係

子ども・子育て支援法第69条に基づき一般事業主から徴収する
拠出金に係る拠出金率について

標記拠出金の徴収につきましては、日頃より種々ご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和4年4月以降の子ども・子育て拠出金率については、現行の3.6/1,000のまま据え置くこととされましたので、情報提供いたします。

お手数おかけしますが、各年金事務所等への周知方よろしくお願い申し上げます。

(照会先)

内閣府子ども・子育て本部児童手当管理室
財政第二係 佐坂、疋田

電 話 : 03-5253-2111 (内線 38487, 38488)

F A X : 03-3501-6501

E-mail : jidouteate@cao.go.jp